

第11章 インド

内国民待遇

(1) 電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2010年1月、インド政府は「ジャワハルラル・ネルー国家太陽光指令(Jawaharlal Nehru National Solar Mission (JNNSM))」を公表。太陽光エネルギーの普及・振興を図るため、太陽光エネルギー普及のための政策として、太陽光パネル及び太陽熱により発電された電力の固定価格買取制度(FIT)を導入した。

インド政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値(組立や原材料の調達等)が同州内で付加された太陽光パネル・太陽熱発電設備等を使用することを義務化した(ローカルコンテンツ要求)。

<国際ルール上の問題点>

こうした州内での付加価値の付与を条件とすることで同州内産の発電設備の使用を義務づける措置は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMS)第2条違反の可能性があるとともに、補助金協定第3条に定める禁止補助金(国内産品優先補助金)に該当する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、本制度におけるローカルコンテンツ要求及びそれを条件とした補助金の交付はGATT及

び補助金協定に抵触する可能性があることから、2011年5月に開催されたWTO補助金委員会及び2011年9月に開催された対インド貿易政策検討制度(TPR)会合において同趣旨の質問を行った。また、2012年5月以降、WTO・TRIMS委員会においても、米国・EUとともに繰り返し懸念の表明を行っている。なお、米国は、2013年2月、本制度がGATT第3条、TRIMS第2条及び補助金協定第3条等に違反しているとして、WTO協議要請を行った(2014年2月には協議の対象を追加する要請を行った)(我が国は、協議への第三国参加を要請したがインドが拒否)。米国は、協議によって問題解決が図られなかったことから、2014年4月、パネル設置要請が行われ、同年5月、パネルが設置された。

我が国としては、本パネルに第三国参加をしており、パネルの結果について注視をしていく。

(2) 電気通信に関するローカルコンテンツ要求等

<措置の概要>

2011年4月、インド電気通信規制庁(TRAI)は、電気通信機器製造業の育成と競争力強化を図るための政策提言書を通信IT省電気通信局(DoT)に対して勧告した。その内容には以下のような措置を含んでいた。

- ①国産品に対する優遇措置(国産比率を明示した製品に対する市場での優遇措置、政府から免許交付を受けた者は輸入品より国産品を優先する義務を負う等)の導入
- ②内国税に関する輸入品と国産品の競争条件の調整

その後、通信 IT 省情報通信技術局 (DIT) が、TRAI の勧告の考え方を踏まえ、より一般的な電子機器を対象とした国内製造促進政策の検討を行い、2012 年 2 月、電子機器の国内製造製品優遇に関する通知 (The Preferential Market Access: PMA) を発出し、官報掲載を行った。通知内容は TRAI による勧告から修正がなされ、例えば以下のような措置をとることとされている。

- ①安全保障上重要性を有する電子機器及びその政府調達について、関係省庁は、告示において国内製造製品の調達割合 (最低 30% 以上) 及び付加価値基準を明示する。
- ②個々の省庁は、本政策への適合に対する適切なインセンティブ・ペナルティを明示する。

本通知は、通信機器を含む電子機器の政府調達等全体に適用される総則的な通知として位置づけられ、DoT を含む関係省庁が、それぞれの所掌分野における対象機関、機器、調達割合 (最低 30% 以上) 及び付加価値基準を具体的に告示する予定とされていた。そのような状況において、2012 年 10 月に DoT は、通信機器の政府調達における国内製造製品優遇に関する通知を発出した。さらに、2012 年 11 月には通信 IT 省エレクトロニクス IT 局 (DeitY (2012 年、DIT から改組)) が、電子機器の政府調達における同様の通知を発出した。当該通知は政府調達を対象にしたものであるが、DoT は、民間通信事業者が調達する安全保障上重要性を有する通信機器についての国内製造製品優遇に関する通知の検討を進め、2013 年 1 月には同通知案についてパブリックコメントを行った。

＜国際ルール上の問題点＞

今後、関係省庁によって通知どおりに施策が実施された場合、本政策による電子機器のローカルコンテンツ要求は GATT 及び TRIMs 協定の内国民待遇に違反する可能性がある。また、DIT の通知は、その背景において安全保障を強調しており、安全保障上の必要性はケースバイケースでインド政府により判断されるとしているが、GATT 第 21 条のい

ずれの条項に該当するのかわかりずらく、同条に基づく正当化は困難と考えられる。

＜最近の動き＞

2011 年 12 月の内閣総理大臣とインド首相との会談でも本件につき申し入れを行い、2012 年 4 月の日印閣僚級経済対話においても日本側から見直しの要請を行った。また、2013 年 2 月には、経済産業大臣よりインド通信 IT 大臣に対して再考を要請した。各国産業界等からも勧告内容を問題視する旨の書簡を発出している。WTO では、2012 年 5 月、同年 10 月、2013 年 4 月の TRIMs 委員会において、米国・EU とともに繰り返し懸念の表明を行った。

2013 年 11 月、経済産業省商務情報政策局と DeitY など日印の官民が参加した IT エレクトロニクスに関する日印合同作業部会において、日本側から見直しを要求した。

2013 年 12 月、DeitY から通知が公表され、国産品に対する優遇措置は政府調達にだけ適用され、民間部門の取引には適用されないことが確認された。2014 年 10 月、2 回目となる日印合同作業部会の場で、DeitY より、対象となるのは政府調達の中でも中央政府が行う調達のみで、州政府の調達は除くとの報告を受けたが、引き続き、今後の見直しや運用を注視する必要がある。また DoT の所管分野で民間取引への適用が除外されるかについても注視する必要がある。

関 税

(1) 高関税品目

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 34.5%で

ある。

インド政府は、(1) 基本関税率(実行税率)を ASEAN レベルに引き下げる、(2) 最終製品には 10%、原材料・部品には 5%～7.5%を適用する関税体系への移行を目標に掲げ、2003 年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007 年 1 月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を 7.5%に引き下げた。更に、同年 3 月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則 12.5%から 10%に引き下げた。この一連の措置により、一部の部品・原材料を除いては、インド政府の目標がほぼ達成されたと見られ、自由貿易の促進の観点から一定の評価を行うことができる。

一方、非農産品の譲許率は 69.8%であり、非譲許品目としては乗用車(実行税率: 100～125%)、衣類(平均実行税率 14.1%)等の高関税品目が存在している。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離があることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている(最新の状況については資料編を参照)。

また、日インド EPA は、2011 年 2 月に署名が行

われ、同年 8 月に発効した、我が国から輸出する自動車部品(生産用部品)や鉄鋼製品等の関税が協定発効後 5～10 年間で撤廃される等、市場アクセスの改善が図られる。

(2) 輸入品への特別追加関税の導入

<措置の概要>

インドでは上記の実行税率が課される「基本関税」の他に、「相殺関税（追加関税）」、「特別追加関税」、「教育目的税」を加えた総額が税関で徴収される。2013 年 12 月時点において、輸入評価額（C.I.F. 価格＋荷揚げ費用）が 100、基本関税率 10%、追加関税率 12%、教育目的税率 3%、特別

追加関税 4% の場合、評価額 100 に対する関税総額は最終的に 26.85 と、通常、WTO 等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行税率と比較して高水準となっている。なお、関税の具体的な算出方法は以下のとおり。

<図表 I - 12> 関税率計算方法（評価額を 100、基本関税率 10%とした場合）

項 目	税率	金額（税額）	計算内容
評価額（CIF 価格＋荷揚げ費用）		100	
基本関税	10%	10	100×10%
	(小計)	110(A)	輸入額＋基本関税
追加関税*	12%	13.20	(A)×12%
	(小計)	123.20(B)	(A)+追加関税
教育目的税	3%	0.696	税額分小計×3% <(123.20-100)×0.03>
	(小計)	123.896(C)	(B)+教育目的税
特別追加関税	4%	4.956	(C)×4%
	合計	128.852	(C)+特別追加関税
実行関税率(%)		28.852	

*※部品・原材料で輸入し国内で製造加工する場合⇒国内製造品の物品税から相殺（追加）関税+特別追加関税（計 18.156）が控除可能。

（出典：JETRO 地域別情報より）

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、インドがウルグアイ・ラウンドにおいて合意した非農産品の単純平均譲許税率は 34.6%となっている一方、「基本関税」の税率は原則 10%であり、平均譲許税率を下回っている。「基本関税」に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限り GATT 第 2 条に整合的と考えられる。他方、「特別追加関税」や「教育目的税」は、GATT 第 2 条 1 項 (b) に規定されている「通常の関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられる。前者に該当する場合は、少なくとも ITA（情報技術協定）により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への

記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、「特別追加関税」及び「教育目的税」は GATT 第 2 条に違反する可能性がある。

また、インド政府は、2007 年 5 月に開催された WTO 対インド TPR において、「特別追加関税は内国税であり、付加価値税や中央売上税を相殺するためのもの」、更に「輸入品に 2 回賦課する教育目的税のうち、1 回目の税は内国税で 2 回目は関税である」等の回答を行っているところ、内国税として分類される場合は GATT 第 2 条ではなく内国民待遇を規定した GATT 第 3 条の対象となる。この点、我が国産業界からは、「輸入時に特別追加関税を支

払った輸入品であってもインド国内の流通段階において付加価値税や中央売上税は賦課される」との実態が報告されており、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第3条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

本件については、累次日インドEPA交渉等の政府間協議の場を通じて、特別追加関税を含む関税制度について、WTO協定整合的かつ透明性の高い制度へ改善するよう、インド政府に対して求めてきた。特別追加関税の還付制度については、還付申請条件が厳格過ぎる上、手続の詳細も不明である等の問題点が指摘されてきたところ、2008年11月に、申請条件の緩和が発表された。しかしながら、新条件が導入された後も、「実際に還付が受けられた」事例は少数に留まっており、更なる制度の改善が求められている。

2009年には我が国より次官級レベルも含め制度改善の働きかけを、また民間ベースでも日印経済合同委員会等を通じインド政府側に働きかけを行ったところ、インド側より還付申請済みの特別追加関税について、速やかに還付する旨の返答があった。

また、2010年2月より、完成品として製品が梱包された状態で輸入される場合、当該品への特別追加関税(4%)が控除されることになり、繊維製品、携帯電話機、腕時計については、加工せず小売することを条件に、梱包なしでも免税を受けられることとなった。しかし、こうした措置を導入後、税関当局は完成品の輸入に対する監視を強めており、特に、MRP(最高小売価格)や輸入年月を記載したラベルの個別商品への貼り付けが徹底されたため、ラベル不備の貨物が通関時に留め置かれるケースが多発している。こうしたことから、今後のインド側の対応について注視し、引き続き制度の改善について働きかけを行う必要がある。

なお、本件に関しては米国がWTOパネル設置要請を行っており、2008年7月、パネルは、米国がインドの措置のGATT第2条2項違反を立証で

きていないとして、米国の申立てを退ける判断を下した。米国はパネル報告を不服として上級委員会に上訴を申立していたところ(我が国も第三国として参加)、2008年10月上級委員会は、特別追加関税について、「同種の国産品に課される関連内国税を超えて課税するかぎり」、GATT第2条1項(b)に違反すると「思慮」と判示したものの、左記に関する事実認定がパネルにより行われていないことから、当該措置の是正勧告は行われなかった。

＜参考1：特別追加関税の還付制度の概要＞

インド政府・財務省は2007年9月14日、インドへの輸入品に課せられる一律4%の特別追加関税(Additional Duty of Custom)の還付に関する通達(Notification No.102/2007)を発表した(同通達については、<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-2k7/cs102-2k7.htm> 参照)。

同通達は即日発効(同日以降に通関されるすべての輸入品に適用)され、以下の条件・手続を踏んで輸入された製品(基本的に完成品のみ)については、支払った特別追加関税額の後で還付が受けられることが記載されている。

- (1) 輸入者は、通関時に一旦、特別追加関税を含むすべての関税(基本関税、相殺関税、特別追加関税、及び教育目的税)を支払う必要がある。
- (2) 輸入者は、当該輸入製品を販売する際に発行するインボイスの中で、当該製品が投入税控除の対象(インプットクレジットが受けられる部品・原材料など)ではないことを示す必要がある(注)。
- (3) 輸入者は当該製品の国内販売に係る、付加価値税(VAT)、州販売税、中央販売税(CST)などをすべて支払わなければならない。
- (4) 輸入者は、当該製品を輸入した港の税関当局に対し、以下3種類の書類を添付して、特別追加関税の還付申請を行うことができる。
 - a. 当該輸入品に対する特別追加関税の支払いを証明する書類
 - b. 当該輸入品の国内販売に係るインボイス

c. 当該輸入品の国内販売に際して発生した VAT
その他販売税の支払証明書類

(5) 税関当局によって上記の要件を満たしていると
判断された還付申請に対して、支払済みの特別
追加関税相当額が輸入者に還付される

(注) 中央付加価値税法の CENVAT クレジット
規則 (2004 年) は、製造業者に対し、自社の
製造品に係る物品税総額から、当該製造品に
使用した部品に対して支払った物品税額 (追加
関税、特別追加関税を含む) を「インプットク
レジット」として控除した上で、税務当局に納
税することを認めている。

<参考 2：物品・サービス税>

インド政府は、2006 年度政府予算案のなかで、
2010 年 4 月から中央政府・州政府の間接税を整
理・統合し、物品・サービス税 (GST: Goods and
Service Tax) へ一本化することを発表した。これ
を受けて、2009 年 11 月には、州財務大臣グル
ープ委員会がディスカッション・ペーパーを提示、さ
らに同年末には第 13 次財務委員会報告書が大統
領に提出されるなど、インド国内で活発な議論が展
開されている。しかしながら、GST 導入の前提とな
る憲法修正や各州政府との調整に長期間を要するこ
と等を理由に、GST の導入が当初予定から大幅に
遅れるとの報道も多くみられ、インド国内情勢には
不透明な点も多い。特に特別追加関税については、
州財務大臣グループ委員会のディスカッション・ペ
ーパーが GST の導入に伴い同税を撤廃することを提
案している一方、第 13 次財務委員会報告書では特
別追加関税について言及がなされていない等、引き
続き、インド国内の議論の動向を注視することが必
要となっている。

アンチ・ダンピング

AD 措置の濫用と透明性の欠如

<措置の概要>

インドは、1995 年から 2014 年 6 月末までに 704
(※複数の国に対する同一品目の AD 調査は各々 1
件として計上。) 件の AD 措置を発動している。イ
ンドの AD 措置が AD 協定に抵触するとして、EU
が WTO 協定に基づく協議要請を行った 2003 年以
降、インドによる AD 措置発動件数は減少したが、
2007 年以降、再び増加傾向にあり、インドは未だ
に世界で最も AD 措置を多用している国の 1 つであ
る。そのうち、日本が発動対象となった措置も 32
件にのぼっており、化学品を中心に AD 措置が発
動されている。

<国際ルール上の問題点>

インドの AD 調査については、①調査手続の透
明性が低い、②調査当局の判断根拠・決定に関す
る説明が不十分である、③利害関係者の十分な意
見表明機会が確保されていない、など手続的な問
題が多く、当局の運用に関し改善を求めていく必要
がある。具体的な問題点の例については下記参照。

・インドでは、AD 協定 9.1 条に基づき、ダンピ
ング・マージンどおりの課税ではなく、国内産業に
対する損害を除去するに必要な限りでの課税がな
される (レッサー・デューティー・ルール)。この
ため、別途損害マージンの算定が行われること
になるが、なかには、インド国内市場が競合状
態にあり調査対象会社間でほとんど価格差が存
在しないにもかかわらず、決定された各社の損害
マージンに大きな差が出るという不可解なケース
がある。このように当局の判断根拠が不透明であ
る場合でも、調査対象企業が事実関係を確認す
ることが困難であるという問題がある。

・損害認定では、最終決定に AD 協定 3.4 条に規
定する当局が検討すべき 15 項目に係るデータす
べてが網羅されておらず、また、その開示の程度

がAD 協定 12.2 条に規定する当局の義務を満たしていないケースがある。そのような場合、利害関係者は、判断の根拠について有効なデータ分析ができず、反論できる範囲が限定的なものとなり、自己の利益を擁護する機会が失われる。このような状況は、AD 協定 6.1 条に照らしても問題がある。

- ・AD 協定 12.2 条では、仮決定、最終決定及び AD 税の撤廃について公告するとともに、当該公告及び報告書は利害関係者に送付することになっているが、日本政府への政府間通報を含め、利害関係者への通知が適切になされているか不明なケースがあり、手続面において懸念がある。

＜最近の動き＞

日本産アニリンに対する AD 措置のサンセット・レビューが 2010 年 10 月から開始され、WTO の通報によると措置が失効したとされている。しかし、インドでは措置撤廃の公告がなされていない。これは、措置撤廃の公告を義務付けた AD 協定 12.2 条に照らして問題であり、我が国は、2012 年 10 月の AD 委員会において、インドに対し本件措置の現状と、通報どおり措置が撤廃されている場合は措置撤廃日と公告が行われていない理由を質問した。これに対し、インドは国内法上 AD 課税が原則として 5 年で満了することとなっており、撤廃の公告を行う必要はなく、期間満了に伴い失効すると回答した。

2014 年 5 月には無水フタル酸に関する調査も開始され、我が国としては、今後も引き続きインド政府による AD 調査・措置の運用を監視し、AD 協定上問題があれば、その点を指摘し、改善を要求していく。

補助金

食料安全保障法

＜措置の概要＞

インドでは、2013 年 9 月に生産者より買い取った穀物を政府が安価な値段で貧困層に配給する穀物配給プログラムである食料安全保障法が成立した。これは、貧困層への食料供給をより安定させることを目的として、米・小麦・雑穀を毎月 5kg まで 3 ルピー /kg、2 ルピー /kg、1 ルピー /kg の低価格での購入を可能とするものである。Antyodaya Anna Yojana (2000 年 12 月 25 日に中央政府によって発せられたスキーム) のスキーム下で認められる全家庭のうち、農村部では全人口に対する最大 75%、都市部では最大 50%の人口に値する全ての家庭となっている。インド政府によれば、現行の配給プログラムの下での必要穀物量が 5,637 万トンであるのに対し、新制度では 6,143 万トンであるとされており、国内助成の増加が見込まれる。

＜国際ルール上の問題点＞

食料安全保障法による配給プログラムの拡大に際して、行政価格で必要な穀物の買入を行えば、農業協定では生産者向けの価格支持政策とされ、削減対象となる国内助成に当たる。2014 年 9 月にインドは、国内助成について農業協定第 18 条で規定された農業委員会への通報を 2004 年度から 2010 年度までの分について行ったが、その期間に公的備蓄制度に関する支出が 57 億米ドルから 138 億米ドルへ増加したほか、政府による穀物買入量もコメが 2,470 万トンから 3,420 万トンへ、小麦が 1,680 万トンから 2,250 万トンへ急増。こうした対策に関する国内助成は 2010 年度までデミニミス（農産物生産額の 10%）の範囲で収まっているため、助成合計量（AMS）はゼロではあるものの、本法の施行によるさらなる国内助成額の増加も懸念される。今後の国内支持通報の内容や WTO での約束水準との関係について、注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

2013 年 12 月の第 9 回 WTO 閣僚会議において、途上国が食糧安全保障目的に公的備蓄制度を行う場合、その国内支持が WTO 農業協定上の国内助成削減対象義務に違反しても、加盟国は紛争処理に持ち込むことを自制することを暫定的な措置として合意した。また、インドの求めに応じ、2014 年 11 月 27 日の WTO 一般理事会において、暫定的な措置が恒久的な解決案が採択されるまで存続すること及びその解決案を 2015 年末までに採択するよう最大限努力することで合意した。恒久的な解決案に向けた議論が国内支持の規律に与える影響に留意しつつ、注視していく必要がある。

基準・認証制度

(1) 鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

2008 年 9 月、インド政府は、鉄鋼及び鉄鋼製品のファーストオーダー及び同セカンドオーダーを官報公示し、鉄鋼製品に対する強制規格を導入すると発表した。これにより、インドに輸入される鉄鋼製品については、施行日以降、鉄鋼製造事業者がインド工業規格（「BIS 規格」、BIS = Bureau of Indian Standards）を取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。

これに基づき、ファーストオーダーに記載された棒鋼、線材等の 6 品目については、2008 年 9 月から強制規格が施行されている。また、セカンドオーダーに記載された熱延鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板、ブリキ、無方向性電磁鋼板、方向性電磁鋼板、厚板、一般構造用半製品等については、2012 年 9 月、2013 年 3 月、10 月、2014 年 4 月、7 月、10 月に順次強制規格が施行された。一部用途の製品は 2013 年 8 月より 2 年間適用免除となった一方で、2014 年 12 月には、異形棒鋼等について、これまで強制規格の対象ではなかった品種が強制規格の対象となった

＜国際ルール上の問題点＞

インド政府は、本制度の政策目的を製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであることから、本制度は不要と考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして不必要に貿易制限的な規制である疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2009 年以降の TBT 委員会では、日本、EU 及び韓国より、本制度への懸念が繰り返し表明されている。

2012 年 3 月には、セカンドオーダーの施行時期を 2012 年 9 月とする旨の官報公示があった。これに対し、2012 年 7 月、日本鉄鋼連盟からインド鉄鋼大臣、商工大臣宛に要望書を提出し、施行の延期及び規定の明確化を要望するとともに、同月開催されたインド鉄鋼大臣訪日時での会談において、経済産業大臣政務官から懸念を表明した。これらの取り組みの結果、2012 年 9 月には、熱延鋼板、方向性電磁鋼板、厚板等の施行時期が 2013 年 3 月 31 日に延期される旨官報公示があり、日本産業界が特に懸念していた、自動車用熱延鋼板等の輸入が急速ストップする事態は回避された。

2012 年 9 月以降もインド日本商工会および日本鉄鋼連盟がインド鉄鋼省に対し、消費者の安全を確保するに足る国際的に認められた規格を有する鉄鋼製品の輸入、最終製品の規格によって消費者の安全が確保されるとインド政府が認める産業用途に使用される鉄鋼製品を強制規格対象から除外するよう求め、働きかけを継続している。

引き続き、本制度の運用を注視するとともに、両国間で協議を行う必要がある。

(2) 自動車タイヤに対する強制規格制度

<措置の概要>

2009年11月にインド政府は自動車タイヤの強制規格を発表した(2011年5月施行)。それまで、任意規格であった安全性の規格を強制規格化し、輸入タイヤにも適用した。これにより、本強制規格においては、当該規格に適合せず BIS (Bureau of Indian Standards) マーク表示のない自動車タイヤの製造、輸入、販売目的の保管、販売、流通が禁止された。この自動車タイヤ規格は、世界的に広く採用されている国連の UN/ECE/1958 協定の自動車基準と異なるため、インドに自動車タイヤを輸出するためには、追加の対応が必要となった。

具体的には、本件におけるライセンス料は、BIS 規格マークを打刻している自動車タイヤ本数に基づき算定され、インド国外で販売される自動車タイヤについてもライセンス料を支払わなければならない。また、インド政府は、外国資本メーカーに対してのみ、1工場あたり1万ドルの銀行保証を求めており、インド資本と外国資本間に不必要な競争格差が生じている。

<国際ルール上の問題点>

本規制におけるライセンス料は、インド国外で販売される自動車タイヤについても支払わなければならないが、このようなライセンス料の算定についてインド側から合理的な説明は得られていない。そのため、適合性評価の手数料は実費相当額を考慮し、公平なものとする TBT 協定 5.2.5 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2008年3月以降の TBT 委員会において、制度の不透明性、認証取得のための十分な準備期間が付与されていないこと、経済活動に与える悪影響等について、我が国のほか、EU 及び韓国より懸念を表明してきた。直近では、上記のライセンス料の算定方法と外国資本メーカーに対する銀行保証の論点

について、TBT 委員会の場でインド側に改善を求めている。

引き続き、同様の懸念を有する関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めていく。

(3) 電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

<措置の概要>

2010年3月以降、インド政府は、情報通信におけるセキュリティ確保を理由として、「外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保」と題する通達を行い、インド国内の通信機器の調達に関する規制を公表した。2011年5月に規制内容は一部緩和されたものの、引き続き、インドの通信事業者は、外国通信機器メーカーからの通信機器購入にあたり、インド国内の検査機関によるネットワークセキュリティの認証が義務づけられている。なお、本制度の施行時期は2014年7月の予定であったところ、2014年11月の TBT 委員会において、2015年4月に施行時期が延期したことを確認したが、その他、セキュリティ要件等、措置の具体的内容は現時点では明らかでない。

<国際ルール上の問題点>

これら通達は、その内容に不明確な部分があるものの、インド国内の検査機関による検査の運用が、通信機器に対して特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、インド政府は WTO へ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内の検査機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外産品に対して不利な待遇を与えるものであり、GATT 第3.4条及び TBT 協定第2.1条の内国民待遇に違反している可能性がある。

<最近の動き>

2010年以降、日米欧の産業界がインド政府宛て

に連名で懸念を表明し、同年 10 月には、我が国産業界（4 団体）からインド政府宛に懸念を表明する旨の書簡を発出した。日本政府としても、同年 8 月の ASEAN+6 経済大臣会合（於ベトナム）や 10 月の東アジア首脳会議（於ベトナム）で経済産業大臣から商工大臣に対し懸念を表明したほか、2012 年 4 月の日印閣僚級経済対話においても日本側から善処を要請した。さらに、WTO の場でも、2010 年 11 月以降の TBT 委員会において、日米欧より本件について懸念を表明している。

我が国としては、本規制に対する詳細な内容について引き続き確認を求めるとともに、国際的な IT セキュリティ制度との整合性を求めていく。

(4) 電子・情報通信機器における強制規格の導入

<措置の概要>

インド政府（通信 IT 省）は 2012 年 9 月に、電子・情報通信機器の登録を義務化する法令「電子・情報技術製品（強制登録義務要求）規則 2012」を公表し（TBT 通報は同年 10 月に実施）、家電や電子機器 15 品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示が義務付けられた（2013 年 7 月には、対象品目に新たにプロジェクトが追加された）。本規制は 2014 年 1 月から完全施行されている。

現在、インド内外から非常に多数の製品について試験申請が行われているが、指定試験機関の試験能力が十分でなく試験期間が長期化しており、また申請時に非常に多数の書類提出が求められている等の事情により、未だ多くの製品の登録審査が完了していない。結果的に、インドへの対象製品の輸出ができない等の混乱が生じている。

<国際ルール上の問題点>

TBT 協定第 5.1.2 条において、「適合性評価手続は、必要である以上に嚴重であってはならない」とされている。しかしながら、本規制の登録手続では、非常に多数の書類提出が求められる等の過重な手続が課せられているが、なぜそのような過重な手続

が必要であるのか、インド側から合理的な理由説明はなされていない。したがって、本制度の政策目的に照らして必要以上に過重な適合性評価手続である疑義があり、本条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2012 年 10 月の TBT 通報を受け、同年 12 月に、日本政府及び日本の関連業界 4 団体（電子情報技術産業協会（JEITA）、日本電機工業会（JEMA）、ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）、情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ））から、国際規格との整合性や準備に必要な期間を確保するため、本措置の実施延期を求めるコメントを提出した。

その後、2013 年 2 月には、経済産業大臣から通信 IT 大臣に対し、本件につき懸念を表明した。さらに、2013 年 3 月及び 10 月の WTO/TBT 委員会においても、日本、米国、欧州及び韓国より、本件につき問題提起を行っている。これらの働きかけの結果、施行時期は 2013 年 4 月から 2013 年 7 月に延期され、さらに、一部条件付きで 2014 年 1 月まで猶予された。しかしながら、試験及び登録申請手続が長期化しており、依然輸出が滞っている。また、本措置の対象品目の拡大がインド国内で検討されているという情報もあり、引き続きインド政府に対して、試験及び登録申請手続の迅速化に向けた改善の申し入れを継続していく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2010 年 3 月、商工省産業政策促進局（（The

Department of Industrial Policy and Promotion, DIPP) は、外国企業による対内直接投資に関する政策を統合した新たな統合版 FDI 政策 (CONSOLIDATED FDI POLICY) を公表した (2013 年 4 月 5 日付けで改正)。この統合版 FDI 政策は、ネガティブリストにより、外国直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率の上限がある業種、外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board, FIPB) の個別認可が必要な業種などを規定しており、外国直接投資が禁止されている業種には、民間企業に開放されていない原子力・鉄道、不動産業又は農家の建設、宝くじ・カジノを含む賭博、タバコの製造等の 8 項目が挙げられていた。

2014 年 5 月、総選挙による政権交代に伴い与党となったインド人民党 (BJP、ナレンドラ・モディ首相) は特定セクターにおいて外資出資規制の緩和を実施した。同年 8 月には、防衛分野における外資出資比率上限を現行の 26% から 49% に引き上げること並びに PPP で実施する高速鉄道、都市近郊鉄道回廊及び指定貨物鉄道事業における外資出資比率上限を 100% に引き上げること、また 10 月には、外資の不動産業・建設業への投資に際しての要件を緩和。投資可能物件の最低規模 (面積) を 5 万平方メートルから 2 万平方メートルに引き下げることなどを閣議決定した。

以下金融、流通分野等における外資規制について概観する。

① 金融

ア 銀行

民間銀行業の外資規制の緩和については、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド準備銀行 (RBI) の認可基準をクリアしていることを条件に、100% 出資子会社設立が可能となった。これらの点については、統合版 FDI 政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行における外国人投資家の議決権保有比率を上限 10% と規定している現行の銀行規制法につい

ては、2012 年 12 月、同比率を 26% に引き上げる同法改正案が議会で承認された。ノンバンクについては、指定された商業銀行であるマーチャント・バンクや住宅金融など 18 業種に対して 100% までの出資が認められている。ただし、出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBI のガイドラインに従うことが条件となっている。

2011 年 8 月に日印経済連携協定 (EPA) が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間 20 店舗までとの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置について、4 年間で 10 店舗まで支店設置申請に対して前向きな考慮を払うとの特別な取扱いを獲得したものの、支店設置には依然として当局の許認可に時間を要している。

なお、2013 年 11 月に RBI は、子会社を持つ外国銀行に対し、国内銀行と類似の規制上の取扱いを認めることにより支店から子会社形態への転換を促す施策を公表している。

イ 保険

保険分野では、これまでも外資出資比率の上限を 26% から 49% に引き上げる法案が閣議決定され、議会へ提出されたものの、同法案は可決されなかった経緯がある。モディ政権発足後においても、同内容の法案は国会で可決されなかったが、2014 年 12 月大統領令が公布され、49% までの外資出資が可能となった (但し大統領令は次期国会会期の当初 6 週間以内に国会の承認を得る必要あり)。

② 流通

2012 年の外資規制の緩和により、単一ブランドの小売業への外資参入は、条件つきで、それまでの 51% から 100% まで可能となった (2012 年 1 月施行)。その後のマルチブランドの小売業に対する規制緩和にあわせて、追加の規制緩和が行われた。規制緩和の主な条件は以下のとおり。

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・外資の比率が 51% を超える場合には、店舗設立

後 5 年間はその製品調達額の平均 3 割をインド国内の中小規模産業、村落などから調達することが努力目標。

一方、外資参入が禁止されていたマルチブランドの小売業に関しては、条件付きで 51%まで緩和され（2012 年 9 月施行）、その後さらなる追加規制緩和が閣議決定された（2013 年 8 月）が、規制緩和には以下のような条件があり、実態上の参入障壁となっている。

- ・最低投資額は 1 億米ドル。
- ・最初の投資から 3 年以内に、初期投資額の最低 50%を土地の購入や賃貸費用以外のインフラ整備（製造、包装、流通、倉庫の整備などのバックエンドインフラ）に投資。
- ・製品調達額の 30%をインド国内の小規模産業（建物・設備への投資額が 200 万米ドル以下）から調達。この目標は、初めの 5 年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は 1 年ごとに達成する。
- ・規制緩和に賛同した州のみに適用（2013 年 12 月時点では 11 州が規制受け入れを表明済み）。

<懸念点>

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関しては GATS が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドの GATS 上の約束に反しないため WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

<最近の動き>

2014 年 5 月の選挙で与党となったインド人民党（BJP）は、選挙公約時点で総合小売業に対する外資規制の緩和には慎重な立場を表明しており、新政権発足後も、商工大臣があらためて総合小売業への外資規制の緩和に反対である旨を表明している。その後目立った動きは見られないが、我が国は、引

き続き外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等や WTO サービス交渉等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

知的財産

医薬品等の特許保護

<措置の概要>

TRIPS 協定は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない）について特許が与えられると定めているが（第 27 条 1 項）、開発途上国等で、医薬品やその他の化学物質などに関わる発明を特許として認める物質特許制度を持たない国については、当制度の導入まで TRIPS 協定発効後 10 年間の経過期間が認められていた（第 65 条 4 項）。

インドは 1970 年特許法においては医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005 年 1 月の履行期限（経過期間満了）を控えた 2004 年 12 月に、物質特許制度の導入を含む 2004 年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において 2005 年改正法（第 3 次）が審議・採択され、2005 年 4 月に公布、一部の条文を除き同年 1 月から有効なものとして遡及的に施行された。2005 年改正法のポイントは、①物質特許制度の導入（インド特許法第 5 条削除）、②医薬物質の定義導入（同第 2 条 (ta)）、③排他的販売権（EMR）規定（同第 24 条 A～F）の削除、④メールボックス出願に関わる特許権者等の権利制限（同第 11 条 A(7)）、⑤一定の例外状況下における医薬品の輸出に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入（第 92 条 A）等である。

2005 年改正法の施行以降、医薬品関連発明に特許が与えられるようになった。しかしながら、主要国で特許になった医薬品関連発明が、インドでは特許法第 3 条 (d) を満たさないと拒絶される事例が見られる。

また、医薬品関連発明に対して強制実施を発動

する動きが見られる。2012年3月、インド特許意匠商標総局は、国内の後発医薬品メーカーの申請に基づき、外国医薬品メーカーが所有する医薬品関連特許に強制実施権を設定した。本強制実施権の設定に関しては、2012年5月、当該外国医薬品メーカーがインド特許意匠商標総局の決定を不服として、知的財産控訴委員会に審判の請求を行っていたが、2013年3月に棄却された。同年5月、当該外国医薬品メーカーはムンバイ高裁に提訴したが、2014年7月に請求が棄却された。それに対し、最高裁に特別許可申請がなされたが、2014年12月に却下されている。

＜国際ルール上の問題点＞

物質特許制度を導入し、TRIPS 協定上の義務が履行されたことは評価できる。しかしながら、「既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの」等を「発明でないもの」として特許の対象から除外するインド特許法第3条(d)について、当条項は化学物質や医薬品の技術分野に対してより厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じる TRIPS 協定第27条1項に整合していない可能性がある。

＜最近の動き＞

インド商工省が設置した委員会「Technical Expert Group on Patent Law Issues (議長: Mashelkar 氏)」のレポート (Mashelkar Report) のリバイス版が2009年3月に発表されたが、その中では、上記問題のインド特許法第3条(d)の TRIPS 協定(第27条)との整合性について、上記委員会は本件を審査する権限が付与されていないとして、結論は出されていない。そのような中で、2013年4月、インド最高裁は、外国医薬品メーカーの抗がん剤に関する特許出願について、特許法第3条(d)に基づき特許すべきではないとの判断を下した。本件は、特許法第3条(d)に対してインド司法の最高機関が初めて下す解釈であったとこ

ろ、今後の特許審査及び裁判における運用について、引き続き注視していく必要がある。なお、インド特許法第3条(d)については、その規定の不明確さについても問題として指摘がされているところ、我が国は、2011年10月の対インド貿易政策検討制度(TPR)会合において、インド特許法第3条(d)の解釈について質問を行った。

強制実施権の制度・運用についても我が国産業界から透明性の向上等の要望があるところ、これら医薬品特許に関するインドの制度・運用に対する理解を深めるべく、2015年3月、インド高等裁判所裁判官を招いて、医薬品特許をテーマとしたラウンドテーブルを開催した。

今後も、パリ条約や TRIPS 協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、注視していく必要がある。

